

学寮規則違反例

本校学寮に在籍する寮生については、国内の諸法令、本校の諸規則、寮生心得及び本校教職員の指導に反する行為、学寮の風紀または共同生活の秩序を乱す行為、その他社会通念上相当であると認められない行為を行った場合には、必要に応じて寮務委員会による審議を行い、学寮管理運営規則及び学寮規則違反者に対する指導方針に基づく指導（寮務主事注意・説諭）または退寮処分とする。

記

- (1) 退学あるいは無期停学とされた場合
- (2) 学寮関係者以外の者を許可なく棟内に招き入れた場合
- (3) 男子寮生が女子寮へ、女子寮生が男子寮へ立ち入った場合
- (4) 窃盗、賭博、暴力行為等の重大な違法行為を行った場合
- (5) いじめ、セクハラ等の他者の人権侵害行為を行った場合
- (6) 構内において飲酒又は喫煙を行った場合（所持の場合も含む）
- (7) 施錠された寮棟に侵入した場合
- (8) 無断で外泊した場合
- (9) 点呼後に無断で外出した場合
- (10) 門限を破った場合
- (11) 居室等の鍵の複製を行った場合
- (12) 他の寮生の所有物を無断で使用した場合
- (13) 学生生活及び学寮生活に支障をきたすアルバイトを行った場合
- (14) 寮内に禁止物品を持ち込んだ場合
- (15) 学生生活及び学寮生活に必要なない麻雀、ゲームソフト等を使用した場合
- (16) 授業を無断で遅刻または欠席した場合
- (17) 学寮棟内に土足で入館した場合、または棟外に上履きにより外出した場合
- (18) 本校教職員の指揮命令に従わない場合
- (19) 協同課業を怠った場合
- (20) 静粛時間において静粛を守らなかった場合
- (21) 消灯後に他の寮生の睡眠を故意に妨害した場合
- (22) 学習時間において他の寮生の居室を訪問した場合
- (23) 構内に無断で車両を乗入れた場合
- (23) 構内において犬猫等の動物を持込または飼育した場合
- (24) その他本校の諸規則に違反する行為を行った場合
- (25) その他社会通念上相当であると認められない上記に相当する行為を行った場合

その他

寮生が故意または過失により寮内の財物（施設・設備など）を滅失、毀損または汚損した場合には、寮務主事による指導を行い、原状復帰のために必要な諸経費のすべてを弁償させるものとする。

以上